

# スタジオ利用規約

この規約は、pilates studio SAIL（以下、「当スタジオ」と言う）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 第1条

当スタジオの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はpilates studio SAILが行います。

## 第2条

当スタジオに入会できる方は、各要件を満たし、当クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、当スタジオをご利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、会員の円滑な利用に支障を来す可能性がある方、その他当スタジオが不適切と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

## 第3条

当スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、当スタジオの承認を得た上、定める会費またはチケット代金、入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きを取らなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連携して負担するものとします。

## 第4条

会員は、当スタジオの定める入会金を、所定の方法で当スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還いたしません。

## 第5条

当スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 当スタジオの定める会費・諸費用につき、3か月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 当スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他当スタジオが定める規則に違反したとき。
4. 当スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染する恐れのある疾病に罹患したとき。
8. 当スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他当スタジオが、社会通念に照らし、当スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第6条

会員は、当スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当スタジオが定めるものとします。(月会費は、会員が当スタジオの会員資格を有する限り、現実に当スタジオの施設を利用しない場合も支払義務が発生します)

## 第7条

1. 会員は各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに当スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。当スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

2. 一回の届け出による休会期間は1か月から6か月までとし、休会費は当スタジオの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

## 第8条

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに当スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類の変更をすることができます。当スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

## 第9条

会員は、各月の20日(20日が休館日の場合翌営業日)までに当スタジオに所定の退会届を提出することにより、その翌月限りで退会することができます。電話、メール等での退会は受付ません。当スタジオの事務手続き上、20日を過ぎた場合は翌々月末日扱いになります。

なお、当スタジオが退会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。

## 第10条

当スタジオは、完全予約制となります。定休日はありませんが、諸施設の補修・整備、その他当スタジオの都合により休業することがあります。

## 第11条

当スタジオは、次の事由により当スタジオの一部または全部を閉鎖又は臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造又は補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権原が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第12条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、当スタジオの施設を利用するものとします。

2. 当スタジオは、会員が当スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他事故について、当スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の当スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。

3. 会員は、当スタジオにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、当スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得てほかの利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

#### 第13条

当スタジオは、本規約の改定及び変更、及び本規定に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動を参考にして改定することができます。この場合、当スタジオは改定日の1か月以上前までに施設内への掲示及び当スタジオホームページにて会員に告知するものとします。

#### 第14条

本規約は2025年7月1日より施行します。